

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関する エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関する エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の 一部を改正する告示案について

1. 背景

乗用自動車及び貨物自動車に係る性能については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 149 条第 1 項の規定に基づき、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）において、当該自動車の製造事業者等に対しエネルギー消費性能等の向上を図るための判断の基準（以下「燃費基準」という。）を定めている。

今般、有識者委員会（※1）において、当該自動車のうち乗用車（※2）であって、令和 12 年度を目標年度とするものの燃費基準における特例及び乗用車・小型貨物車（※3）の異なる燃費測定方法の換算方法が新たに検討された。

これを踏まえ、当該両告示について、所要の改正を行う必要がある。

- ※1 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ及び交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会の合同委員会
- ※2 乗車定員 10 人以下又は車両総重量 3.5 トン以下の乗用自動車
- ※3 車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車

2. 概要

現在、乗用車及び小型貨物車の燃費基準については、製造事業者等に対し自動車のエネルギー消費効率（燃費値）が燃費基準を下回らないよう求めている。

（1）乗用車の令和 12 年度を目標年度とする燃費基準における特例

更なるエネルギーの使用の合理化を図るため、通常の燃費試験では反映されない省エネ技術（実燃費向上技術）を、令和 12 年度を目標年度とする乗用車の燃費基準の達成判定において、エネルギー消費効率に加算できるものとする。

（2）異なる燃費試験法で得られたエネルギー消費効率の換算方法の導入

令和 12 年度を目標年度とする乗用車の燃費基準の達成に向けた製造事業者等のリソースの確保に資するため、令和 2 年度を目標年度とする乗用車の燃費基準及び令和 4 年度を目標年度とする小型貨物車の燃費基準において、エネルギー消費効率の換算ができるものとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 8 年 5 月頃